



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

- 1176 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税務課)..... 1  
1177 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課)..... 1  
1178 保安林予定森林 (森林整備課)..... 2

### ○ 監査公表

- 監査公表第21号 ..... 2

## 告 示

### 和歌山県告示第1176号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項及び和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)第58条の5第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成30年11月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 特約業者の氏名又は名称  
株式会社大上石油店
- 主たる事務所又は事業所の所在地  
和歌山県紀の川市中井阪103
- 特約業者の指定取消しの年月日  
平成30年10月26日

### 和歌山県告示第1177号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成30年11月26日まで縦覧に供する。

平成30年11月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 申請年月日  
平成30年10月23日
- 名称  
特定非営利活動法人きらら工房
- 代表者の氏名  
北山君恵
- 主たる事務所の所在地  
和歌山県有田郡広川町大字広78番地
- 定款に記載された目的  
この法人は障害者(児)及びその家族に対して、必要な福祉サービスを行うとともに個人の尊厳を保

持しつつ、自立した生活を営むことが出来るよう障害者小規模作業所の運営及び障害者の自立を支援する事業を行い、保健、医療又は、福祉の増進に寄与することを目的とする。

### 和歌山県告示第1178号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字三十木字高月332の1、332の2、332の20から332の22まで、字炭屋谷334、字伊藤<sup>かん</sup>335の1から335の4まで、336の1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 監 査 公 表

### 和歌山県監査公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成30年10月1日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年11月6日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 中 村 裕 一

和歌山県監査委員 中 本 浩 精

#### 1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日
那賀振興局	平成30年10月1日
紀北県税事務所	〃
和歌山県立仙溪学園	〃
和歌山県立高等看護学院	〃
和歌山県立粉河高等学校	〃
和歌山県立貴志川高等学校	〃
和歌山県立那賀高等学校	〃
和歌山県岩出警察署	〃

#### 2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

## ア 那賀振興局地域振興部

契約書の作成が必要となる契約において、請書で処理していた事例があったので、適正に処理されたい。

## イ 那賀振興局健康福祉部

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成29年度末で約264万円となっており、前年度末に比し約104万円減少している。

今後も、文書による催告に加え、電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収の取組を継続されたい。

(イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成29年度末で約563万円となっており、前年度末に比し約59万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人などを交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成29年度末で約58万円となっており、前年度末と同額となっている。

今後も、文書による催告に加え、電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収の取組を継続されたい。

(エ) 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成29年度末で約24万円となっており、前年度末に比し2万円減少している。

今後も、文書による催告に加え、電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収の取組を継続されたい。

## ウ 那賀振興局農林水産振興部

建設工事請負契約の3割を超える増額変更において、契約保証金を増額していない事例があったので、適正に処理されたい。

## エ 那賀振興局建設部

道路工事において、軽易な変更でない工事の設計変更を工期末に行っている事例があったので、適正に処理されたい。

## オ 紀北県税事務所

(ア) 県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は97.4%と前年度末に比し0.2ポイント上昇しており、平成29年度末の収入未済額も約2億750万円と、約2,180万円減少している。

しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の82%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

また、延滞金の収入未済についても、適切な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。

(イ) 証紙受払日計表において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) ETCカード使用承認・使用管理簿において、旅行命令権者の承認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

## カ 和歌山県立高等看護学院

(ア) 授業料の納付について、納期限から20日経過後も督促状を発していなかったため、適正に処理されたい。

(イ) 外部の講師に対する報償費の過誤払いの戻入処理について、手続を誤っていたため、適正に処

理されたい。

(ウ) 無償譲渡により受け入れた物品について、寄附物品等受入調書を作成していなかったため、適正に処理されたい。

キ 和歌山県立粉河高等学校

電気料金の支払について、過払いとなっている事例があったため、適正に処理されたい。

ク 和歌山県立那賀高等学校

講堂屋根遮熱塗装修繕業務について、契約保証金受入前に契約を締結していたため、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

那賀振興局建設部

廃川敷地については、平成29年度末で3件が未処理となっている。

今後も、引き続き廃川敷地の現況に応じた適正な管理に努めるとともに処分等を進められたい。

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。